

確定申告が必要な方(例)

昨年1年間に所得があり、次に該当する方です。
 (1)平成29年分の事業所得や不動産所得などの各種所得金額の合計額が扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える方

(2)給与所得のある方で
 ①給与の年収が2千万円を超える方

②給与を1カ所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

確定申告をすれば税金が戻る方(例)

③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方

①給与所得者で医療費控除・住宅借入金等特別控除などを受けることができる方

②平成29年に途中で退職した後就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方

③公的年金等の収入が400万円以下ではあるが、源泉徴収をされており、医療費控除等の申告をすると、所得税が戻る方

※税金の還付を受ける場合は、預金口座への振込となります。口座番号等の分かるものを用意してください。

納税は便利な口座振替で

所得税及び復興特別所得税の納税は、便利な口座振替をお勧めします。

◆**口座振替日** 4月20日(金)

◆**提出先・期限**

茂原税務署または金融機関

3月15日(木)

◆**納付期限**(口座振替以外)

3月15日(木)まで

青色申告と税務相談

茂原市青色申告推進協議会では、次の期間に青色申告の普及と税務相談を行いますので、ご利用ください。

◆**期間**

2月13日(火)～3月14日(水) 9時～15時(土日を除く)

◆**場所**

茂原青色申告会館(茂原市道表12番地)

◆**問合せ先**

茂原税務署管内青色申告会
 ☎(23)1273



税 理士による無料申告相談

◆**期間**

2月7日(水)～15日(金)9時～16時(土日・休日を除く。相談受付は15時まで)

◆**場所**

茂原税務署2階会議室

※今年は、市役所市民室での税理士無料相談は実施しません。

確定申告は必要ないが、市・県民税の申告が必要な方(例)

今年の1月1日現在、市内に居住し、次に該当する方です。

①給与所得者で会社から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方

②事業所得者などで所得税及び復興特別所得税がからまない方

③給与等の支払いを受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円以下の方

④扶養になつていて、パートや内職などの収入がある方

⑤公的年金などの受給者で、市役所へ公的年金等支払報告書が提出されていない方

⑥公的年金の収入が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得がある、もしくは、扶養などの各種控除の申告が必要な方

市・県民税申告書の送付

昨年度の申告状況などにより2月5日(金)に発送予定です。なお、申告書は市役所市民税課と本納支所に用意してあります。

※すべての方に送付していませんので、申告が必要な方も届かない場合があります。

便利で簡単! 国税庁ホームページから

確定申告書を作成

e-Tax!!

および**申告**できます

e-Taxを利用するとこんないいこと!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディー
- 24時間受付可能



e-Tax(電子申告)の際には、マイナンバーカードか有効期間内の住民基本台帳カードが必要です。申告書作成のみの場合は必要ありません。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁 申告

